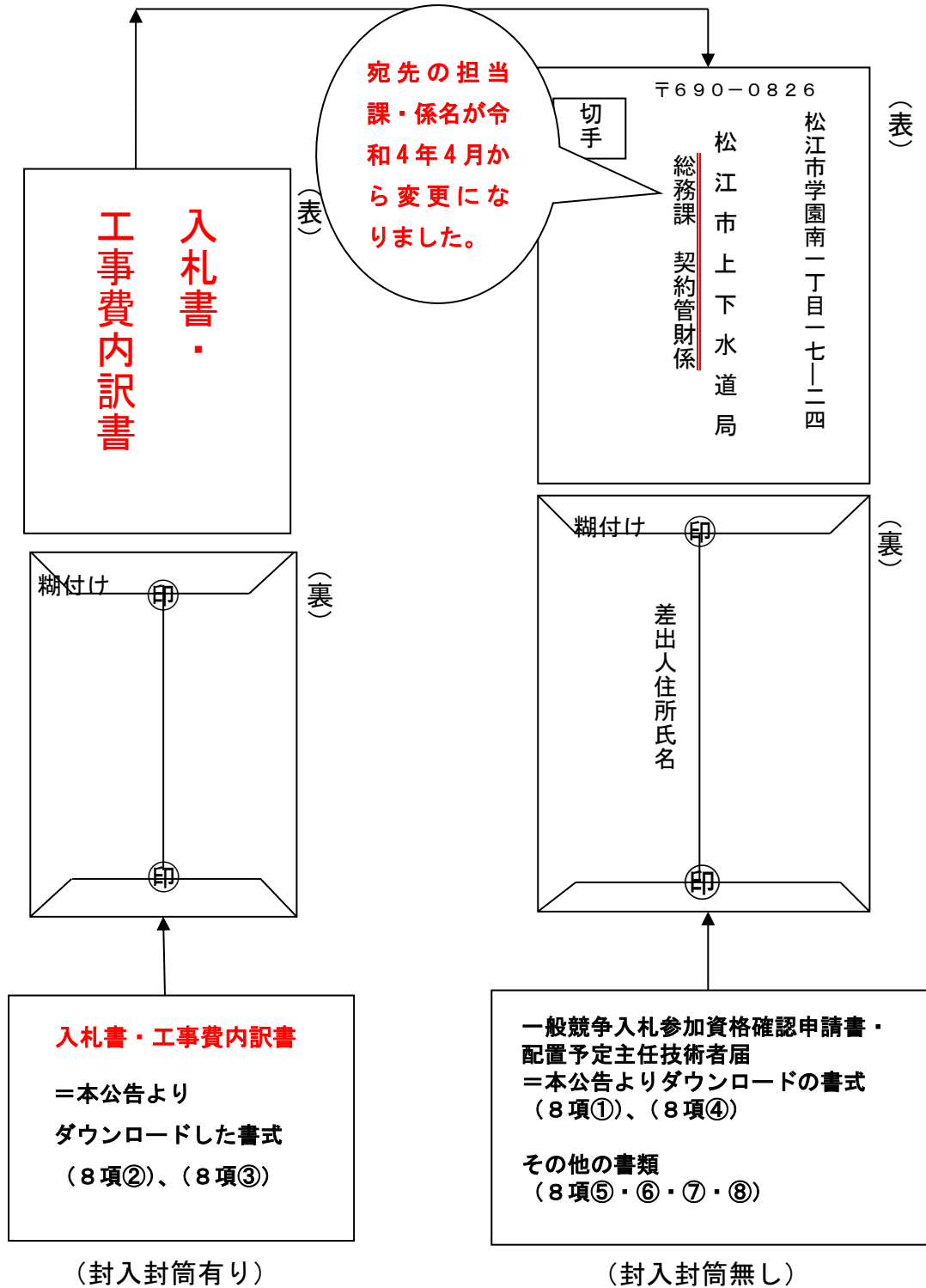


# 封筒記載例

(入札書を封入・封緘した左の封筒を右の差出し封筒の中に入れる。)



- ※1) 差出し封筒は、「配達日指定郵便」(配達指定日シールが添付してあること。)とし、「簡易書留」、「一般書留」のいずれかにより、郵送すること。
- ※2) 配達日指定郵便は、配達指定日の3日前までには、郵便局窓口で手続きしなければなりません。配達事情が地域で異なる場合もあり、郵便局にご確認ください。
- ※3) 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類(8項①・④・⑤・⑥・⑦・⑧)は、絶対に**入札書・工事費内訳書**と明記した封筒の中には入れないでください。